

2022 年 10 月 No.127

中 国

中国におけるデータプロテクション規制の最新動向（個人情報国外移転標準契約規定の制定及びインターネット安全法の改正に関するパブコメ）

弁護士 徳地屋 圭治

はじめに

中国では、過去数年間のうちにインターネット安全法、データセキュリティ法及び個人情報保護法（いわゆるデータ三法）及びその下の多くの規則等が制定され、データプロテクションの規制強化が急ピッチで進んでいるが、2022 年においては、6 月 30 日に個人情報保護法の下位規則である個人情報国外移転標準契約規定のパブリックコメントが公表され、9 月 12 日にはインターネット安全法改正のパブリックコメントが公表された¹。本稿では、これらの最新の動きに関連し、中国に進出する日系企業にとって留意が必要と思われる主要な点について、紹介することとする。

1. 個人情報国外移転標準契約規定パブコメ

(1) 概要

個人情報保護法上、個人情報を中国外に移転させるには、（個人情報主体の同意を得るほか）中国の個人情報処理事業者²は、①個人情報保護法第 40 条により国家ネットワーク情報部門の安全評価に合格した場合、②国家ネットワーク情報部門の規定に基づき専門機構の個人情報保護認証を受けた場合、③国家ネットワーク情報部門が制定する標準契約に基づき、国外受取事業者と契約を締結し、双方の権利義務を約定した場合、又は④法律、行政法规又は国家ネットワーク情報部門の規定する他の条件に適合する場合に該当する必要があるが、個人情報国外移転標準契約規定パブコメは、③の標準契約に関するものである。

個人情報国外移転標準契約規定パブコメによれば、③を満たすためには、以下の通り、一定の条件及び手続を充足し又はこれを履行し、標準契約を締結する必要があるとされている。

(2) 標準契約の締結により個人情報を国外移転させるための条件及び手続

個人情報国外移転標準契約規定パブコメによれば、標準契約の締結により個人情報を国外移転させるには、個人情報処理事業者は、(i)基幹情報インフラ運営者でないこと、(ii)処理する個人情報が 100 万人未満であること、(iii)前年 1 月 1 日から国外に提供した個人情報が 10 万人に達しないこと、(iv) 前年 1 月 1 日から国外に提供したセンシティブ個人情報³が 1 万人に達しないことという条件を満たすとともに、個人情報の国外移転前に自ら個人情

¹ その他、2022 年 7 月 7 日にはデータ三法の下位規則であるデータ国外移転安全評価弁法が公布され 9 月 1 日から施行された。

² 個人情報処理事業者とは、個人情報保護法においては、個人情報処理活動において、処理目的、処理方式を自ら決定する組織、個人をいうとされる。

³ 個人情報保護法上、センシティブ個人情報とは、生体識別情報、宗教信仰、特定身分、医療健康、金融口座、行動軌跡などの情報や、

報保護影響評価を行い、標準契約の効力発生日から 10 営業日以内に、その所在地である地方のインターネット情報部門に対し、標準契約及び個人情報保護影響評価を届け出る必要があるとされる。

標準契約の締結により個人情報を国外移転させる場合、上記条件を満たす必要があり、上記影響評価及び届出を行う必要があるため、遺漏しないよう留意が必要である。

(3) 標準契約の内容

個人情報国外移転標準契約規定パブコメによれば、個人情報処理事業者と国外受取事業者との間の標準契約においては、(i) 個人情報処理事業者及び国外受取事業者の基本情報、(ii) 個人情報国外移転の目的、範囲、種類、機密性、数量、方法、保管期間、保管場所等、(iii) 個人情報処理事業者及び国外受取事業者の個人情報保護に関する責任及び義務並びに個人情報の国外移転に伴い発生しうる安全上のリスクを防止するために講じる技術的及び管理的措置等、(iv) 国外受取事業者の所在する国又は地域の個人情報保護に関する政策や規制が、この契約条件の遵守に与える影響、(v) 個人情報主体の権利、個人情報主体の権利を保護する方法及び手段、(vi) 救済措置、契約の解除、契約違反の責任、紛争解決等を定めることとされ、個人情報国外移転標準契約規定パブコメにおいて、雛形も公表されている。この雛形については、中国に進出する日系企業にとって、以下の点に留意が必要であると思われる。

(個人情報主体との関係)

標準契約は、個人情報処理事業者及び国外受取事業者と個人情報主体との関係について、GDPR の Standard Contractual Clauses (SCC) における Third-Party Beneficiary 条項（日本でいう第三者のための契約）に基づき個人情報主体に個人情報処理事業者及び国外受取事業者に対する権利を直接与える構成と類似の構成を採用しており⁴、これに基づき、個人情報主体は、個人情報処理事業者及び国外受取事業者に対し標準契約に基づいて一定の権利を直接行使でき、個人情報処理事業者及び国外受取事業者は、一方が標準契約に違反し個人情報主体に与えた損害について連帯責任を負うとされている。そのため、いずれか一方に個人情報の漏洩などが発生し個人情報保護主体に損害が生じた場合は、個人情報処理事業者及び国外受取事業者は、個人情報主体から中国で賠償請求を受け、訴訟提起されうることになる（ちなみに、標準契約においては、国外受取事業者は、個人情報主体に関する紛争の解決について中国法を適用することに同意し、管轄は中国民事訴訟法により確定するとされている。）。

(中国の監督当局との関係)

標準契約においては、国外受取事業者は、関連法規の要求に従い、個人情報保護処理記録（3 年間保存）を中国の監督当局に提供するとともに、中国の監督当局からの質問に答え、検査に協力し、その措置に従い、必要な行為を行ったという書面証明を提供するなどの中国の監督当局からの監督管理を受けるとされ、しかも、個人情報主体による中国の監督当局への苦情に関する請求を受けうるとされている。このため、国外受取事業者は、中国外に所在するとしても、標準契約の履行として、中国の監督当局からの一定の要求や措置に協力する義務を負い、これに協力しないと標準契約の違反として個人情報主体から責任を追及されうることになる。

14 歳未満の未成年者の個人情報など、漏えいや不正利用により、容易に自然人の人格的尊厳を侵害し、又は人身・財産の安全を脅かす個人情報を指すとされている。

⁴ なお、中国の民法典第 522 条第 2 項によれば、第三者が債務者に対して直接債務の履行を請求できることを当事者が合意し、第三者が相当期間内に明示的に拒否しない場合において、債務者が第三者に対する債務の履行をせず、又は債務の履行が契約に適合しないときは、第三者は債務者に対して契約違反の責任の負担を直接請求できるとされており、これに沿った規定となっている。

個人情報国外移転標準契約規定パブコメの要点

標準契約の締結により個人情報の国外移転をするための条件・手続、標準契約の内容

- ・ 処理する個人情報の数量が一定範囲であること等の条件を満たす必要がある。
- ・ 個人情報の国外移転前に自ら影響評価し、契約発効後当局に届出を行う。
- ・ 標準契約では、個人情報処理事業者及び国外受取事業者は、個人情報主体から中国法に基づき中国法院において直接権利行使を受け、個人情報処理事業者のみならず、国外受取事業者も中国監督当局から監督を受けることになる。

2. インターネット安全法改正パブコメ

2022 年 9 月 12 日に公表されたインターネット安全法改正のパブリックコメントにおいては、主として、同法違反の行為に対する処罰が強化されている。改正にかかる規定は多岐に渡るが、中国に進出する日系企業において注意が必要と思われる主要な点は以下の通りである。なお、インターネット安全法上、各規定の適用主体は、主として、インターネット運営者⁵、基幹情報インフラ運営者⁶、その他に分けることができるが、以下では、多くの日系の中国子会社が該当しうるとされるインターネット運営者に関する内容を中心として紹介する⁷。

(1) インターネット運営者に対する処罰強化

インターネット安全法改正パブコメでは、インターネット運営者による以下の①②の義務違反について、以下の処罰を行うとされている。

① インターネット運営安全保護義務違反

インターネット安全法第 21 条（サイバーセキュリティ等級保護制度に基づき保護義務を履行すること）など⁸に規定するインターネット運営安全保護義務に違反し又はインターネット運営安全への危害等の結果を生じさせた場合

② インターネット情報安全保護義務違反

インターネット安全法第 47 条（ユーザーによる法律等の禁止する情報の公表等を発見した場合その消去等の措置をとること）など⁹に規定するインターネット情報安全保護義務に違反し又は関連部門の要求に応じて法律等が禁止する情報について消去等の措置などをとらない場合

⁵ インターネット運営者とは、インターネット安全法においては、インターネットの所有者、管理者及びインターネットサービスの提供者をいうとされる。

⁶ 基幹情報インフラ運営者とは、インターネット安全法においては、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府などの重要産業・分野、及び一旦損傷、機能喪失、データ漏洩が生じた場合、国家の安全、国民生活、公共利益を著しく損なう恐れがある重要情報インフラの運営者をいうとされる。

⁷ なお、インターネット安全法改正パブコメでは、本文記載のインターネット運営者への処罰強化のほか、基幹情報インフラ運営者への処罰も強化され、また、個人情報保護に関連する義務違反については、他の法律との調整のための整理がされている。

⁸ 第 21 条以外にも、第 22 条第 1 項及び第 2 項（サイバー製品、サービスを国家標準の強制要求に合致させ、安全維持保護措置を継続して提供すること）、第 23 条（サイバー基幹設備、サイバー安全専用製品を国家標準の強制要求に合致させ、資格のある機構で安全認証に合格すること）、第 24 条第 1 項（ユーザーのインターネット接続、ドメインネームサービスなどの手続を行い又はユーザーのため情報を公表するため契約を締結する際に本人確認をすること）、第 25 条（サイバーセキュリティ事故緊急対応案を制定し、事故が生じたときは、主管機関に報告すること）、第 26 条（サイバー安全認証、検査、リスク評価などの活動をし、社会に、システムの故障、コンピュータウィルス、サイバー攻撃などセキュリティ情報を公表すること）、第 28 条（公安機関などに技術上の協力をすること）が対象とされている。

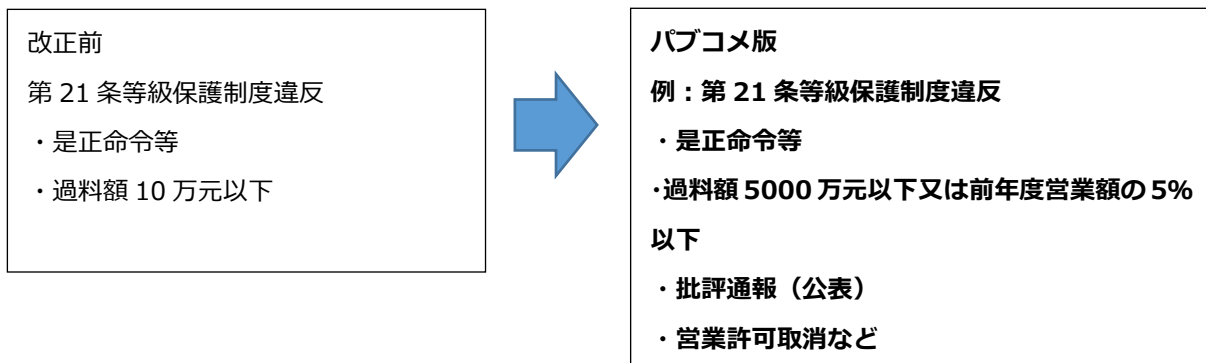
⁹ 第 47 条以外にも、第 48 条（送信する電子情報等に法律等が禁止する情報を入れてはならないこと）、第 49 条（苦情申し立て等の制度を構築し、苦情申し立て方法等の公表などをする）も対象とされる。

インターネット安全法改正パブコメにおける①、②共通の処罰規定

主体	通常の場合	命じられても是正しない場合又は 情状が深刻な場合	情状が特に深刻な場合
会社	-	100 万円以下の過料	100 万元以上 5000 万円以下又は前年度 営業額の 5%以下の過料
	是正命令、警告、 批評通報 (②の場合は違 法所得没収も規 定)	関連業務の一時停止、事業停止、サ イト閉鎖、関連業務許可の取消、営 業許可の取消	左記に同じ(②の場合は違法所得没収も 規定)
直接責任 を負う主 管人員及 びその他 直接責任 者	-	1 万元以上 10 万円以下の過料	10 万元以上 100 万円以下の過料
	-	-	一定期間、関連の企業の董事、監事、高 級管理者になり又はインターネット安全 管理及びインターネット運営の重要業務 に従事することの禁止

(2) 留意点

インターネット安全法改正のパブコメ版では改正前と比べて、処罰が大幅に強化されている。例えば、①のインターネット安全法第 21 条(サイバーセキュリティ等級保護制度に基づき保護義務を履行すること)を例とすると、改正前は、当該義務違反の処罰は是正命令等のほか、会社への過料額は 10 万円以下とされていたが、インターネット安全法改正のパブコメ版では、過料額上限は、5000 万円以下又は前年度営業額の 5%以下(情状が特に深刻な場合)に引き上げられるとともに、従来規定のなかった批評通報¹⁰、営業許可取消等の処分も規定が設けられている。



このように、インターネット安全法違反については、批評通報(公表)によるレピュテーションへの影響が生じたり、多額の過料に処されたり、営業許可が取り消され事業が継続できなくなるなどリスクが高まる可能性があるため、留意が必要である。

本項で紹介した個人情報国外移転標準契約規定パブコメ及びインターネット安全法改正のパブコメ版については、内容が確定しているものでもなく、施行時期も不明であるが、施行された後は少なくない影響がありうるため、引き続き注視しておくことが必要であると思われる。

¹⁰ 批評通報とは、違反や警告の事実の公表等をするものである。

[執筆者]



徳地屋 圭治（長島・大野・常松法律事務所 日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処 弁護士 パートナー）

keiji_tokujiya@noandt.com

2013 年から 2014 年まで Lee and Li（台北）、2015 年から 2017 年まで中倫弁護士事務所（北京）にて勤務。2020 年 12 月より当事務所の上海オフィスにて執務開始。M&A を中心にコンプライアンス、紛争解決等の企業法務分野を取り扱うとともに、中国大陸・台湾企業の買収、現地日系企業のコンプライアンス、中国大陸での危機管理・不祥事対応、紛争解決等中国大陸・台湾企業法務全般に関して日本企業に助言を行っている。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000（代表） Fax: 03-6889-8000（代表） Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ～アジア最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。